

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

目次

一	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	1
二	銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）	52
三	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）	61
四	公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）	64
五	国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）	65
六	中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）	66
七	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）	67
八	不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）	68
九	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第九十二号）	69
十	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）	70
十一	外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）	74
十二	長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）	75
十三	協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	86
十四	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）	88
十五	農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）	89
十六	保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）	92
十七	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）	93
十八	資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）	94
十九	金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）	96

改正案

目次

第一章～第五章（略）

第六章 有価証券の取引等に関する規制（第二十条―第三十三条の

四の四）

第六章の二 課徴金（第三十三条の五―第三十三条の二十二）

第七章～第九章（略）

（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利）

第一条の三の三 法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一～四（略）

五 株券又は投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券をいう。以下この号において同じ。）の発行者の役員、従業員その他の内閣府令で定める者（以下この号及び第二条の十二の四第二項第四号において「役員等」という。）が当該発行者の他の役員等と共同して当該発行者の株券又は投資証券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち

現行

目次

第一章～第五章（略）

第六章 有価証券の取引等に関する規制（第二十条―第三十三条の

四の三）

第六章の二 課徴金（第三十三条の五―第三十三条の十七）

第七章～第九章（略）

（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利）

第一条の三の三 法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一～四（略）

五 株券の発行者である会社の役員、従業員その他の内閣府令で定める者（以下この号及び第二条の十二の四第二項第四号において「役員等」という。）が当該会社の他の役員等と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利

ち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利

六 (略)

(取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五

六 (略)

(取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有

の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。) 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ〜ロ (略)

二・三 (略)

(有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し)

第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〜三 (略)

四 社債券(あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの(以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。) 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ (略)

ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所(金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもの)をいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第二号において

するもの(以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。) 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ〜ロ (略)

二・三 (略)

(有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し)

第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〜三 (略)

四 社債券(あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの(以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。) 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ (略)

ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所(金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもの)をいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第二号において

同じ。)のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの(以下この条及び第三十三条の四の第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)

に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。

ハ・ニ (略)

五〇十 (略)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等)

第二条の十二の四 (略)

2 法第四条第三項に規定する政令で定める有価証券交付勧誘等(同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この項及び第三条の三において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一〇三 (略)

四 当該有価証券交付勧誘等に係る特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うこととを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限る。)に対して行う有価証券交付勧誘等

同じ。)のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの(以下この条及び第三十三条の四の第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)

に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。

ハ・ニ (略)

五〇十 (略)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等)

第二条の十二の四 (略)

2 法第四条第三項に規定する政令で定める有価証券交付勧誘等(同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この項及び第三条の三において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一〇三 (略)

四 当該有価証券交付勧誘等に係る特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うこととを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限る。)に対して行う有価証券交付勧誘等

イ (略)

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券等

ハ (略)

ニ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ、ロ又はハに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ホ イ、ロ又はハに掲げる有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券

3 (略)

(公開買付けの撤回等)

第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一・二 (略)

三 対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開

イ (略)

(新設)

ロ (略)

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ニ イ又はロに掲げる有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券

3 (略)

(公開買付けの撤回等)

第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一・二 (略)

三 対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされた

始の申立て等」という。)がなされたこと。

二 手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。)又は手形交換所による取引停止処分(以下「不渡り等」という。)があつたこと。

ホ又(略)

四・五 (略)

2 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始の申立て等がなされたこと。

六 (略)

(上場会社等の有価証券から除くもの)

第二十七条 法第六十三条第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

こと。

二 手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。)又は手形交換所による取引停止処分(以下この条において「不渡り等」という。)があつたこと。

ホ又(略)

四・五 (略)

2 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六 (略)

(上場会社等の有価証券から除くもの)

第二十七条 法第六十三条第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産(資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この条において同じ。)を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券(特定社債券を除く。)として内閣府令で定めるものとする。

一 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号において同じ。）を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券（特定社債券を除く。）として内閣府令で定めるもの

二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち次に掲げる者が発行者であるもの以外のもの

イ その資産の総額の百分の五十を超える額を不動産その他の内閣府令で定める資産に対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この章において同じ。）

ロ その資産の総額のうち占めるイに規定する内閣府令で定める資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人として内閣府令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げる投資法人に類する外国投資法人

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

第二十七条の二 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前条各号に掲げるものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定

（新設）

（新設）

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

第二十七条の二 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券

める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前条各号に掲げるもの及び同項第十一号に掲げる外国投資証券を除く。次号において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

二 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券（前条第一号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の性質を有するもの又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前条第二号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

二 法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（第三号に掲げるもの及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（第三号に掲げるもの及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券若しくは証書又は当該外国投資証券の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券若しくは証書又は外国投資証券に係る権利を表示するものうち、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（特定有価証券の範囲）

第二十七条の三 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（第二十七条各号に掲げるものを除く。）その他の政令で定める有価証券（次条から第二十七条の六まで、第二十八条の二第十二号及び第二十九条の二の三第十号において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（第二十七条各号に掲げるもの及び同項第十一号に掲げる外国投資証券を除く。）

二 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第

五 外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するものうち、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（特定有価証券の範囲）

第二十七条の三 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（第二十七条に規定するものを除く。）その他の政令で定める有価証券（次条から第二十七条の六まで及び第二十八条の二第十二号において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（第二十七条に規定するものを除く。）

二 外国の者の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券

五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券（第二十七条第一号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の性質を有するもの又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（第二十七条第二号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前号に掲げるものを除く。）で、これらの有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前二号に掲げるものを除く。）で、これらに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（関連有価証券の範囲）

第二十七条の四 法第六十三条第一項に規定する当該上場会社等の

の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、当該有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（関連有価証券の範囲）

第二十七条の四 法第六十三条第一項に規定する当該上場会社等の

特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条及び第二十七条の六において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行するもの

三（略）

（特定有価証券等に係る買付け等の範囲）

第二十七条の五 法第六十三條第一項に規定する特定有価証券又は関連有価証券（次条、第三十三條の十五、第三十三條の十六、第三十三條の十八及び第三十三條の十九において「特定有価証券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

第二十八条 法第六十六條第二項第一号ヨに規定する政令で定める

特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条及び第二十七条の六において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三十二條の二第三号及び第三十三條の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人の発行するもの

三（略）

（特定有価証券等に係る買付け等の範囲）

第二十七条の五 法第六十三條第一項に規定する特定有価証券又は関連有価証券（次条において「特定有価証券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

第二十八条 法第六十六條第二項第一号ヨに規定する政令で定める

事項は、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。以下この章及び第四十三条の三第四項において同じ。）の取消しに係る申請

八～十一 (略)

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

第二十八条の二 法第六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始の申立て等

六 不渡り等

七～十二 (略)

事項は、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。次条第十二号、第三十条第一項第二号及び第四十三条の三第四項において同じ。）の取消しに係る申請

八～十一 (略)

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

第二十八条の二 法第六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において「破産手続開始の申立て等」という。）

六 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号並びに第二十九条の二第五号及び第七号において「不渡り等」という。）

七～十二 (略)

（上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

第二十九条の二の二 法第六十六条第二項第九号トに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託及び投資法人に関する法律第四百二十二条第一項の規定により行う同法第六十七条第四項に規定する最低純資産額の減少
- 二 金融商品取引所に対する投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券をいう。以下この条において同じ。）の上場の廃止に係る申請
- 三 認可金融商品取引業協会に対する投資証券の登録の取消しに係る申請
- 四 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である投資証券の取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請
- 五 破産手続開始又は再生手続開始の申立て
- 六 法第六十六条第六項第四号又は第六十七条第五項第五号に規定する要請

（上場投資法人等に発生した事実に係る重要事実）

第二十九条の二の三 法第六十六条第二項第十号ハに規定する政令で定める事実を、次に掲げるものとする。

- 一 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

（新設）

（新設）

- 二 資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
- 三 投資信託及び投資法人に関する法律第二百十六条第一項の規定による同法第八十七条の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分
- 四 債権者その他の当該上場会社等（法第六十三条第一項に規定する上場投資法人等に限る。以下この条から第二十九条の二の五までにおいて同じ。）以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て
- 五 不渡り等
- 六 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
- 七 主要取引先（前営業期間における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の百分の十以上である取引先（営業期間が六月以下であるものとして内閣府令で定める上場会社等にあつては、内閣府令で定める取引先）をいう。）との取引の停止
- 八 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは

は₁弁₂済

九 資₁源₂の₃発₄見

十 特₁定₂有₃価₄証₅券₆又₇は₈特₉定₁₀有₁₁価₁₂証₁₃券₁₄に₁₅係₁₆る₁₇オ₁₈プ₁₉シ₂₀ョ₂₁ン₂₂の₂₃取₂₄扱₂₅有₂₆価₂₇証₂₈券₂₉と₃₀し₃₁て₃₂の₃₃指₃₄定₃₅の₃₆取₃₇消₃₈し₃₉の₄₀原₄₁因₄₂と₄₃な₄₄る₄₅事₄₆実

(上₁場₂投₃資₄法₅人₆等₇の₈資₉産₁₀運₁₁用₁₂会₁₃社₁₄の₁₅業₁₆務₁₇執₁₈行₁₉を₂₀決₂₁定₂₂す₂₃る₂₄機₂₅関₂₆の₂₇決₂₈定₂₉に₃₀係₃₁る₃₂重₃₃要₃₄事₃₅実)

第₁二₂九₃条₄の₅二₆の₇四₈ 法₉第₁₀百₁₁六₁₂十₁₃六₁₄条₁₅第₁₆二₁₇項₁₈第₁₉十₂₀二₂₁号₂₂ト₂₃に₂₄規₂₅定₂₆す₂₇る₂₈政₂₉令₃₀で₃₁定₃₂め₃₃る₃₄事₃₅項₃₆は₃₇、₃₈次₃₉に₄₀掲₄₁げ₄₂る₄₃も₄₄の₄₅と₄₆す₄₇る₄₈。

一 会₁社₂分₃割

二 事₁業₂譲₃渡

三 当₁該₂上₃場₄会₅社₆等₇か₈ら₉委₁₀託₁₁さ₁₂れ₁₃た₁₄資₁₅産₁₆の₁₇運₁₈用₁₉に₂₀係₂₁る₂₂事₂₃業₂₄の₂₅休₂₆止₂₇又₂₈は₂₉廢₃₀止

四 当₁該₂上₃場₄会₅社₆等₇か₈ら₉委₁₀託₁₁を₁₂受₁₃け₁₄て₁₅行₁₆う₁₇資₁₈産₁₉の₂₀運₂₁用₂₂であ₂₃つ₂₄て₂₅、₂₆そ₂₇の₂₈全₂₉部₃₀又₃₁は₃₂一₃₃部₃₄が₃₅休₃₆止₃₇又₃₈は₃₉廢₄₀止₄₁さ₄₂れ₄₃る₄₄こ₄₅と₄₆な₄₇る₄₈も₄₉の

五 破₁産₂手₃続₄開₅始₆、₇再₈生₉手₁₀続₁₁開₁₂始₁₃又₁₄は₁₅更₁₆生₁₇手₁₈続₁₉開₂₀始₂₁の₂₂申₂₃立₂₄て

六 当₁該₂上₃場₄会₅社₆等₇か₈ら₉委₁₀託₁₁を₁₂受₁₃け₁₄て₁₅行₁₆う₁₇資₁₈産₁₉の₂₀運₂₁用₂₂であ₂₃つ₂₄て₂₅、₂₆新₂₇た₂₈に₂₉開₃₀始₃₁さ₃₂れ₃₃る₃₄こ₃₅と₃₆な₃₇る₃₈も₃₉の

(上₁場₂投₃資₄法₅人₆等₇の₈資₉産₁₀運₁₁用₁₂会₁₃社₁₄に₁₅発₁₆生₁₇し₁₈た₁₉事₂₀実₂₁に₂₂係₂₃る₂₄重₂₅要₂₆事₂₇実)

第₁二₂九₃条₄の₅二₆の₇五₈ 法₉第₁₀百₁₁六₁₂十₁₃六₁₄条₁₅第₁₆二₁₇項₁₈第₁₉十₂₀三₂₁号₂₂ニ₂₃に₂₄規₂₅定₂₆す₂₇る₂₈政₂₉令₃₀で₃₁定₃₂め₃₃る₃₄事₃₅実₃₆は₃₇、₃₈次₃₉に₄₀掲₄₁げ₄₂る₄₃も₄₄の₄₅と₄₆す₄₇る₄₈。

一 当₁該₂上₃場₄会₅社₆等₇か₈ら₉委₁₀託₁₁さ₁₂れ₁₃た₁₄資₁₅産₁₆の₁₇運₁₈用₁₉に₂₀係₂₁る₂₂財₂₃産₂₄権₂₅上₂₆の₂₇請

(新₁設)

(新₁設)

求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三 債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）以外の者による破産手続開始の申立て等

四 不渡り等

五 特定関係法人（法第六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。）に係る破産手続開始の申立て等

（親会社等）

第二十九条の三（略）

2 法第六十六条第五項第一号に規定する上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるものは、上場投資法人等（法第六十六条第一項に規定する上場投資法人等をいう。以下同じ。）の資産運用会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配している会社として内閣府令で定めるものとする。

（親会社）

第二十九条の三（略）

（新設）

3| 法第六十六條第五項第二号に規定する特定資産の価値に重大な

(新設)

影響を及ぼす取引を行い、又は行つた法人として政令で定めるものは、上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、次のいずれかに掲げる取引（当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。第四号において同じ。）の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）を行い、又は行つた法人として内閣府令で定めるものとする。

- 一 当該上場投資法人等との間における不動産、不動産の賃借権又は地上権（次号において「不動産等」という。）の取得又は譲渡の取引
- 二 当該上場投資法人等との間における不動産等を信託する信託の受益権の取得又は譲渡の取引
- 三 当該上場投資法人等との間における不動産の貸借の取引
- 四 当該上場投資法人等の特定資産である第二号に規定する信託の受益権に係る信託の受託者との間における当該信託の信託財産である不動産の貸借の取引

(公表措置)

第三十条 法第六十六條第四項又は第六十七條第四項に規定する多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとら

(公表措置)

第三十条 法第六十六條第四項又は第六十七條第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等によ

れたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 法第六十三条第一項に規定する上場会社等、当該上場会社等の子会社若しくは当該上場会社等の資産運用会社を代表すべき取締役、執行役若しくは執行役員（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役、執行役若しくは執行役員から重要事実等（法第六十六条第四項各号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第三項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ〜ハ （略）

り多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 法第六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役員（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役員から重要事実等（法第六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号に規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第三項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ〜ハ （略）

二 法第六十三条第一項に規定する上場会社等の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあっては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあっては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この項において同じ。）の規則で定めるところにより、当該上場会社等又は当該上場会社等の資産運用会社が、重要事実等又は公開買付け等事実（当該上場会社等が公開買付け等（法第六十七条第一項に規定する公開買付け者等をいう。以下この項において同じ。）となるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

三 法第六十三条第一項に規定する上場会社等であつて次のイからハまでに掲げる者であるものの発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該上場会社等又は当該上場会社等の資産運用会社が、当該イからハまでに定める事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

イ・ロ （略）

ハ 法第六十七条第一項に規定する公開買付け等（上場株券等

二 法第六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあっては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあっては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この項において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（当該上場会社等が公開買付け等（法第六十七条第一項に規定する公開買付け者等をいう。以下この項において同じ。）となるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

三 法第六十三条第一項に規定する上場会社等であつて次のイからハまでに掲げる者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該イからハまでに定める事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

イ・ロ （略）

ハ 法第六十七条第一項に規定する公開買付け等（上場株券等

の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けを除き、当該公開買付け等に係る上場等株券等（法第六十七條第一項に規定する上場等株券等をいう。以下この項において同じ。）の発行者の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合に限る。）をする者 公開買付け等事実

四 公開買付者等（法第六十三條第一項に規定する上場会社等であるものを除く。次号において同じ。）が、その公開買付け等（法第六十七條第一項に規定する公開買付け等をいう。次号において同じ。）に係る上場等株券等の発行者又は当該公開買付者等の親会社（法第六十六條第五項に規定する親会社をいい、法第六十三條第一項に規定する上場会社等であるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、公開買付け等事実を当該発行者又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該発行者又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

五 公開買付者等が、その公開買付け等に係る上場等株券等の発行者の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合において、当該発行者又は当該公開買付者等の親会社に対し

の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けを除き、当該公開買付け等に係る上場等株券等（法第六十七條第一項に規定する上場等株券等をいう。以下この項において同じ。）の発行者である会社の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合に限る。）をする者 公開買付け等事実

四 公開買付者等（法第六十三條第一項に規定する上場会社等であるものを除く。次号において同じ。）が、その公開買付け等（法第六十七條第一項に規定する公開買付け等をいう。次号において同じ。）に係る上場等株券等の発行者である会社又は当該公開買付者等の親会社（法第六十六條第五項に規定する親会社をいい、法第六十三條第一項に規定する上場会社等であるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、公開買付け等事実を当該会社又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該会社又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

五 公開買付者等が、その公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である会社の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合において、当該会社又は当該公開買付者等の親会社

、公開買付け等事実を当該発行者又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該発行者又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

2
(略)

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六條第六項第四号及び第六十七條第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）又は投資証券等の発行者の発行する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、新株予約権証券（外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、投資証券等（内閣府令で定めるものを除く。）その他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という

社に対し、公開買付け等事実を当該会社又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該会社又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

2
(略)

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六條第六項第四号及び第六十七條第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）その他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は

。を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含む。）の数を、投資証券等については投資口に係る議決権（同法第二百二十八条第一項において準用する同法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に對抗することができない投資口に係る議決権を含む。）の数により換算した株式又は投資口に係る議決権の数を含む。）の合計が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該発行者の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

証券で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含む。）の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

(取締役に相当する機関)

第三十一条の二 法第六十六条第六項第四号に規定する上場会社等の取締役に相当するものとして政令で定める機関は、上場会社等(上場投資法人等に限る。)の役員会とする。

第三十二条の二 法第六十六条第六項第六号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 社債券(相互会社の社債券を含み、新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。)又は外国の者の発行する証券若しくは証書で社債券の性質を有するもの(以下この条において「社債券等」という。)

一の二 法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券(以下この号において「投資法人債券」という。)又は同項第十一号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類する証券(以下この条において「投資法人債券等」という。)

二 第二十七条の四第一号に掲げる有価証券のうち、信託財産を当該上場会社等の社債券等又は投資法人債券等のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るもの

三 第二十七条の四第二号に掲げる有価証券のうち、資産を当該上場会社等の社債券等又は投資法人債券等のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行する投資証券等

(新設)

第三十二条の二 法第六十六条第六項第六号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 社債券(相互会社の社債券を含み、新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。)

(新設)

二 第二十七条の四第一号に掲げる有価証券のうち、信託財産を当該上場会社等の社債券等のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るもの

三 第二十七条の四第二号に掲げる有価証券のうち、資産を当該上場会社等の社債券等のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行する投資証券等

(削る)

四| 第二十七条の四第五号に掲げる有価証券のうち、当該上場会社等の社債券等又は投資法人債券等を受託有価証券とするもの

(特定株券等の範囲)

第三十三条 法第六十七条第一項に規定する上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二| 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券

三| 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券に類するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四| 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券に類するもの（前号に掲げるものを除く。）で、これらの有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融

四| 第二十七条の四第二号に掲げる有価証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券

五| 第二十七条の四第五号に掲げる有価証券のうち、当該上場会社等の社債券等を受託有価証券とするもの

(特定株券等の範囲)

第三十三条 法第六十七条第一項に規定する上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 (略)

(新設)

二| 外国の者の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三| 外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、当該有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五| 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券に類するもの（前二号に掲げるものを除く。）で、これらに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（株券等に係る買付け等の範囲）

第三十三條の三 法第六十七條第一項に規定する特定株券等又は関連株券等（次條、第三十三條の十五、第三十三條の十六、第三十三條の二十及び第三十三條の二十一において「株券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七 （略）

（株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求）

第三十三條の四の二 法第六十七條第五項第三号に規定する株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求として政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律第四百一条第一項、第四百十九條の三第一項、第四百十九條の八第一項又は第四百

四| 外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（株券等に係る買付け等の範囲）

第三十三條の三 法第六十七條第一項に規定する特定株券等又は関連株券等（次條において「株券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七 （略）

（新設）

十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求とする。

(売付け又はその媒介若しくは代理及び募集又は売出しの取扱いに
準ずる行為)

第三十三条の四の三 (略)

(未公開有価証券)

第三十三条の四の四 (略)

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算におけ
る有価証券の売付け等)

第三十三条の十五 法第七十五条第三項に規定する政令で定める取
引は、次に掲げる取引とする。

一〜四 (略)

五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引(特定有価証券等又は
株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間にお
ける変化率に基づいて金銭の授受を約する取引(この金銭の授受
とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金
融商品を授受することを約するものを含む。))に係るものであつ
て、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定
した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの
に限る。)

(売付け又はその媒介若しくは代理及び募集又は売出しの取扱いに
準ずる行為)

第三十三条の四の一 (略)

(未公開有価証券)

第三十三条の四の三 (略)

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算におけ
る有価証券の売付け等)

第三十三条の十五 法第七十五条第三項に規定する政令で定める取
引は、次に掲げる取引とする。

一〜四 (略)

五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引(法第六十六条第一
項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第六十七条第一項若
しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標
の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取
引(この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に
相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。))
に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等
又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場
の当事者となるものに限る。)

六 (略)

七 外国市場デリバティブ取引(第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。)

八・九 (略)

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引(特定有価証券等若しくは株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引(この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。))に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

十一 (略)

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)

第三十三条の十六 法第七十五条第四項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一～四 (略)

五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引(特定有価証券等又は株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間にお

六 (略)

七 外国市場デリバティブ取引(第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。)

八・九 (略)

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引(法第六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引(この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。))に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

十一 (略)

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)

第三十三条の十六 法第七十五条第四項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一～四 (略)

五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引(法第六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第六十七条第一項若

ける変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

六（略）

七 外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

八・九（略）

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（特定有価証券等若しくは株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一（略）

しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

六（略）

七 外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

八・九（略）

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一（略）

（未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算における特定有価証券等の売付け等）

第三十三条の十八 法第七十五条の二第五項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

（新設）

- 一 特定有価証券等の売付けその他の有償の譲渡
- 二 合併又は分割により特定有価証券等を承継させること。
- 三 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）
- 四 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）
- 五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）
- 六 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）
- 七 外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

八 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

九 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算における特定有価証券等の買付け等）

第三十三条の十九 法第七十五条の二第七項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

（新設）

- 一 特定有価証券等の買付けその他の有償の譲受け
- 二 合併又は分割により特定有価証券等を承継すること。
- 三 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 四 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）
- 五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 六 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 七 外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）
- 八 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

九 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（未公表の公開買付け等事実の伝達等に係る課徴金の計算における株券等の売付け等）

第三十三条の二十 法第七十五条の二第九項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 株券等の売付けその他の有償の譲渡
- 二 合併又は分割により株券等を承継させること。
- 三 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値

（新設）

- を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）
- 四 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）
- 五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）
- 六 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）
- 七 外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）
- 八 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 九 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（株券等に係る金融商

品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（未公表の公開買付け等事実の伝達等に係る課徴金の計算における株券等の買付け等）

第三十三条の二十一 法第七十五条の第二十一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 株券等の買付けその他の有償の譲受け
- 二 合併又は分割により株券等を承継すること。
- 三 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 四 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）

（新設）

-
- 五| 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 六| 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 七| 外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）
- 八| 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 九| 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 十| 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するもの
-

のであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

第三十三条の二十二 法第七十五条の二第五項に規定する特定有価証券等の売付け等若しくは同条第七項に規定する特定有価証券等の買付け等又は同条第九項に規定する株券等の売付け等若しくは同条第十一項に規定する株券等の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。） 約定数値（外国市場デリバティブ取引にあつては、これに相当するもの）

二 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引 オプションの対価の額

三 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国

（新設）

市場デリバティブ取引を含む。)又は同条第二十二項第五号に掲げる取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

四 法第二十一条第五号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)又は同条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの

五 法第二十一条第二十二項第二号に掲げる取引 約定数値又はこれに類似するもの

2 | 前項の場合において、特定有価証券等の売付け等若しくは特定有価証券等の買付け等又は株券等の売付け等若しくは株券等の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

二 前項第二号に掲げる取引 同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三 前項第三号に掲げる取引 同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出

されるもの又はこれに類似するもの

四 前項第四号に掲げる取引 同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五 前項第五号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第三十八条 (略)

258 (略)

9 法第九十四条の七第二項第九号に規定する政令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一 法第八十五条の七第十四項の規定による報告の受理

二 (略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 法第九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第三十八条 (略)

258 (略)

9 法第九十四条の七第二項第九号に規定する政令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一 法第八十五条の七第十二項の規定による報告の受理

二 (略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 法第九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長

官権限」という。)のうち、法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二項及び第三項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の三十並びに第二十七条の三十五の規定による権限並びに法第九十三条の二第六項の規定による権限(次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。)は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限、報告を求める権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限(法第七十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第三項、第七十二条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))及び第六項、第七十二条の三各項、第七十二条の四第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十二条の五、第七十二条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の七から第七十二条の九まで、第七十二条の十各項並びに第七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。)は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第八条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する法第五条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該

官権限」という。)のうち、法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))及び第二項、第二十七条の三十並びに第二十七条の三十五の規定による権限並びに法第九十三条の二第六項の規定による権限(次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。)は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限(法第七十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第三項、第七十二条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))、第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))及び第六項、第七十二条の三各項、第七十二条の四第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十二条の五、第七十二条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の七から第七十二条の九まで、第七十二条の十各項並びに第七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。)は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第八条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する法第五条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該

届出書の届出者に対する法第二十六条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二 法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三 (略)

2 (略)

3 長官権限のうち法第九十二条の二の規定による権限（法第七十二条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときにおける当該事実に係る法令違反行為（法第九十二条の二に規定する法令違反行為をいう。第四十四条の四の二において同じ。）を行った者に係るものを除く。以下この項において同じ。）は、委員会に委任する。ただし、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における当該権限は、金融庁長官が自ら行うことを

届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二 法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三 (略)

2 (新設)

妨げない。

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一〇十五 (略)

十六 法第二十六条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による報告及び資料の提出の命令(法第七十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、及び第三項、第七十二条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))及び第六項、第七十二条の三各項並びに第七十二条の四第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一〇十五 (略)

十六 法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む、前条第一項の規定により委員会に委任された権限を除く。)の規定による報告及び資料の提出の命令(法第七十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第三項、第七十二条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第六項、第七十二条の三各項並びに第七十二条の四第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定

並びに検査（前条第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに法第二十六条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告の求め（前条第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十七〜十九（略）

3〜6（略）

（公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一・二（略）

三 法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令（法第七十二条の五及び第七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに法第二十七条の二十二第三項（法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の求め（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

四（略）

2（略）

による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査

十七〜十九（略）

3〜6（略）

（公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一・二（略）

三 法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令（法第七十二条の五及び第七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

四（略）

2（略）

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地(当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一・二 (略)

三 法第二十七条の三十第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令(法第七十二条の七及び第七十二条の八の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。)並びに検査(第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。)並びに法第二十七条の三十第三項の規定による報告の求め(第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。)

2 4 (略)

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るものを除く。)は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者(法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地(当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一・二 (略)

三 法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令(法第七十二条の七及び第七十二条の八の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。)並びに検査(第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。)

2 4 (略)

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るものを除く。)は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者(法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。)

）の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住
所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所
。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつ
ては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所
の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄
区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商
品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しな
い場合にあつては関東財務局長）に委任する。

一〇十二（略）

十三 法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規
定による報告の求めのうち第八号に規定する審問に係るもの

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関、特別金融商品取
引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引
許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。）は、金融商品取
引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の
国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所
在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福
岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に
営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任
する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うこ
とを妨げない。

一〇十九（略）

）の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住
所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所
。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつ
ては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所
の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄
区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商
品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しな
い場合にあつては関東財務局長）に委任する。

一〇十二（略）

十三 法第百八十七条の規定による処分（第八号に規定する審問に
係るものに限る。）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関、特別金融商品取
引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引
許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。）は、金融商品取
引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の
国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所
在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福
岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に
営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任
する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うこ
とを妨げない。

一〇十九（略）

二十 法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第十三号に規定する審問及び第十四号に規定する聴聞に係るもの

二十一～二十五 (略)

3～6 (略)

7 長官権限のうち次に掲げるもの（金融商品取引業者に係るものに限る、第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を協会（同条第一項に規定する協会をいう。第四十三条から第四十三条の三まで及び第四十四条において同じ。）に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一～九 (略)

十 法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第五号に規定する審問及び第八号に規定する聴聞に係るもの

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る。）は、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在

二十 法第百八十七条の規定による処分のうち第十三号に規定する審問及び第十四号に規定する聴聞に係るもの

二十一～二十五 (略)

3～6 (略)

7 長官権限のうち次に掲げるもの（金融商品取引業者に係るものに限る、第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を協会（同条第一項に規定する協会をいう。第四十三条から第四十三条の三まで及び第四十四条において同じ。）に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一～九 (略)

十 法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に規定する審問及び第八号に規定する聴聞に係るもの

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る。）は、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在

地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇九 (略)

十 法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第八号に規定する審問に係るもの

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るもの)に限り、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。)は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十一 (略)

十二 法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第八号に規定する聴聞に係るもの

十三〇十六 (略)

三〇六 (略)

7 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るもの)に限り、第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を協会に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。)は、外務員の所属する登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇九 (略)

十 法第百八十七条の規定による処分のうち第八号に規定する審問に係るもの

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るもの)に限り、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。)は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十一 (略)

十二 法第百八十七条の規定による処分のうち第八号に規定する聴聞に係るもの

十三〇十六 (略)

三〇六 (略)

7 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るもの)に限り、第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を協会に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。)は、外務員の所属する登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇九 (略)

十 法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第五号に規定する審問及び第八号に規定する聴聞に係るもの

(金融商品仲介業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の二の二 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者又は金融商品仲介業者の本店等の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者又は金融商品仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十三 (略)

十四 法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第十一号に規定する審問及び第十二号に規定する聴聞に係るもの

二・三 (略)

4 長官権限のうち次に掲げるもの(第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の七第一項の規定により登録事務を協会に行わせる場合における当該登録事務に係る権限を除く。)は、外務員の所属する金融商

一〇九 (略)

十 法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に規定する審問及び第八号に規定する聴聞に係るもの

(金融商品仲介業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の二の二 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者又は金融商品仲介業者の本店等の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者又は金融商品仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十三 (略)

十四 法第百八十七条の規定による処分(第十一号に規定する審問及び第十二号に規定する聴聞に係るものに限る。)

二・三 (略)

4 長官権限のうち次に掲げるもの(第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の七第一項の規定により登録事務を協会に行わせる場合における当該登録事務に係る権限を除く。)は、外務員の所属する金融商

品仲介業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇九（略）

十 法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第五号に規定する審問及び第八号に規定する聴聞に係るもの

（協会に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の三 長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇三（略）

四 法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち前号に規定する聴聞に係るもの 法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

二〇五（略）

（委員会の課徴金に係る調査に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の二 長官権限のうち法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された同項第八号に掲げる権限は、法第百七十七

品仲介業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇九（略）

十 法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に規定する審問及び第八号に規定する聴聞に係るもの

（協会に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の三 長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇三（略）

四 法第百八十七条の規定による処分のうち前号に規定する聴聞に係るもの 法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

二〇五（略）

（委員会の課徴金に係る調査に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の二 長官権限のうち法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された同項第八号に掲げる権限は、法第百七十七

条第一項に規定する課徴金に係る事件（第四項及び第五項において「課徴金事件」という。）の事件関係人又は参考人（以下この条において「事件関係人等」という。）の住所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の委員会の権限（法第百七十七条第一項第一号及び第二号並びに第二項に関するものに限る。）については、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、事件関係人等の居所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 第一項の委員会の権限（法第百七十七条第一項第三号及び第二項に関するものに限る。）については、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、同条第一項第三号に規定する事件関係人の営業所その他必要な場所（次項及び第五項において「事件関係人の営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4・5 (略)

第四十四条の三 (略)
(委員会の企業内容等の開示等に関する権限の財務局長への委任)

2 長官権限のうち、第三十八条の二第一項の規定により委員会に委

条に規定する課徴金に係る事件（第四項及び第五項において「課徴金事件」という。）の事件関係人又は参考人（以下この条において「事件関係人等」という。）の住所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の委員会の権限（法第百七十七条第一号に関するものに限る。）については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、事件関係人等の居所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 第一項の委員会の権限（法第百七十七条第二号に関するものに限る。）については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、同条第二号に規定する事件関係人の営業所その他必要な場所（次項及び第五項において「事件関係人の営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4・5 (略)

第四十四条の三 (略)
(委員会の企業内容等の開示等に関する権限の財務局長への委任)

2 長官権限のうち、第三十八条の二第一項の規定により委員会に委

任された法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項（法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）の規定による権限は、関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

3・4 （略）

（委員会の法令違反行為を行った者の氏名等の公表に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の四の二 長官権限のうち第三十八条の二三項の規定により委員会に委任された法第九十二条の二の規定による権限は、法令違反行為を行った者の住所若しくは居所の所在地又は法令違反行為が行われた地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われた地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地又は当該行われた地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

（委員会の裁判所の禁止又は停止命令の申立て等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の五 （略）

2 （略）

3 前項の規定により関係人等に対して法第八十七条第一項の規定

任された法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による権限は、関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

3・4 （略）

（新設）

（委員会の裁判所の禁止又は停止命令の申立て等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の五 （略）

2 （略）

3 前項の規定により関係人等に対して法第八十七条の規定による

による処分（以下この条において「調査のための処分」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、その管轄区域外にある同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等の営業所等に関する調査のための処分の必要を認めるときは、当該関係人等に対し、当該調査のための処分を行うことができる。

4～6 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

- 一 (略)
- 二 法第九十七条の二第一号から第十号の三まで、第十号の七又は第十三号から第十五号までの罪
- 三 (略)
- 四 法第九十八条第二号の二又は第二号の三の罪
- 五 (略)
- 六 法第九十八条の六第二号の罪
- 七～九 (略)

処分（以下この条において「調査のための処分」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、その管轄区域外にある同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等の営業所等に関する調査のための処分の必要を認めるときは、当該関係人等に対し、当該調査のための処分を行うことができる。

4～6 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

- 一 (略)
- 二 法第九十七条の二第一号から第十号の三まで、第十号の七又は第十三号の罪
- 三 (略)
- 四 法第九十八条第二号の三の罪
- 五 (略)
- 六 (新設)
- 七～八 (略)

二 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

改正案	現行
<p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）</p> <p>第四条の二の二 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該銀行のために銀行代理業（法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。第三項第三号、第十二条の三及び第十六条の二の二において同じ。）を営む者を除く。）とする。</p> <p>一 当該銀行の親法人等（前条第二項に規定する親法人等をいう。以下この項、第十二条の二、第十二条の三第一項及び第十六条の二の二第一項において同じ。）</p> <p>二 二第一項において同じ。）</p> <p>二 四（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（資産の国内保有）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 法第二十九条に規定する銀行の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 日本銀行に対する預け金</p> <p>二 七（略）</p> <p>（外国銀行支店に関する読替え）</p>	<p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）</p> <p>第四条の二の二 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該銀行のために銀行代理業（法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。第三項第三号、第十二条の三及び第十六条の二の二において同じ。）を営む者を除く。）とする。</p> <p>一 当該銀行の親法人等（前条第二項に規定する親法人等をいう。以下この項、第十二条の三第一項及び第十六条の二の二第一項において同じ。）</p> <p>二 四（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（資産の国内保有）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 法第二十九条に規定する銀行の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 六（略）</p> <p>（外国銀行支店に関する読替え）</p>

第九条 法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

(削る)	第十四条の二第二号			(略)	読み替える法の規定
	自己資本	当該銀行	銀行及びその子会社	(略)	読み替えられる字句
	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの		当該外国銀行支店に係る外国銀行	(略)	読み替える字句

第九条 法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

第十八条	第十四条の二第二号			(略)	読み替える法の規定
	自己資本	当該銀行	銀行及びその子会社	(略)	読み替えられる字句
	内閣府令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	当該外国銀行支店に係る外国銀行	(略)	読み替える字句

	第二十一条第七項	
(略)	当該銀行及びその子会社等	当該外国銀行支店に係る外国銀行及びその子会社等

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)

第十二条の二 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 当該外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする親法人等

三 五 (略)

六 当該外国銀行支店を所属銀行（法第二条第十六項に規定する所

	第二十一条第七項	
(略)	当該銀行及びその子会社等	当該外国銀行支店に係る外国銀行及びその子会社等

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)

第十二条の二 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 当該外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする親法人等（第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）

三 五 (略)

六 当該外国銀行支店を所属銀行（法第二条第十六項に規定する所

属銀行をいう。以下この条において同じ。）とする銀行代理業者（法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）並びに当該銀行代理業者の子法人等及び関連法人等（当該外国銀行及び前各号に掲げる者を除く。）

七・八（略）

（国内に保有すべき資産等）

第十三条 法第四十七条の二の規定による外国銀行支店の資産の保有は、次に掲げる資産を国内において保有することにより行わなければならない。

（外国銀行支店の利益準備金に関する特例）

一 日本銀行に対する預け金

第十三条 第九条の規定により読み替えられた法第十八条の規定により外国銀行支店が計上した同条の利益準備金は、金融庁長官の承認を受けて各決算期における当該外国銀行支店の損失（損失として金融庁長官の定めるものをいう。）の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

二 現金並びに金融庁長官が別に定める国内の金融機関（当該外国銀行支店に係る第十二条の二に規定する特殊の関係のある者（同条第一号から第五号までに掲げる者に限る。）を除く。）に対する預金及び貯金

2 外国銀行支店は、第九条の規定により読み替えられた法第十八条の利益準備金の額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

三 国債

四 地方債

五 特別の法律により法人の発行する債券

六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭

四十三号）第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭
信託の受益権

八 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上

場されている株式を発行する国内の会社の担保付社債

九 国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金であつて内閣府令で定めるもの

十 その他金融庁長官が適当と認める資産

2 法第四十七条の二に規定する政令で定める額は、二十億円とする。

(外国銀行支店の電子公告に関する読替え)

第十四条の二 法第四十九条の二の規定において外国銀行支店が電子公告により法又は他の法律の規定による公告(会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定による公告を除く。)をする場合について会社法第九百四十条第三項及び第九百四十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える会社法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	-------------	-----	-----------	-----	---------

(銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)

第十六条の四 法第五十二条の二十において準用する法第五十二条の

(外国銀行支店の電子公告に関する読替え)

第十四条の二 法第四十九条の二の規定において外国銀行支店が電子公告により法又は他の法律の規定による公告(会社法の規定による公告を除く。)をする場合について会社法第九百四十条第三項及び第九百四十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える会社法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	-------------	-----	-----------	-----	---------

(銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)

第十六条の四 法第五十二条の二十において準用する法第五十二条の

十六の規定による銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六十三条第七号	(略)		第五十二条の三十四 第一項	読み替える法の規定	(略)	読み替える法の規定
				読み替えられる字句	(略)	読み替えられる字句
	(略)		定款	読み替えられる字句	(略)	定款若しくはこれに準ずる定め
取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人	(略)	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人若しくはこれらに類する職にある者	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人若しくはこれらに類する職にある者	読み替える字句	(略)	定款若しくはこれに準ずる定め

十六の規定による銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六十三条第七号	(略)		第五十二条の三十四 第一項	読み替える法の規定	(略)	読み替える法の規定
				読み替えられる字句	(略)	読み替えられる字句
	(略)		定款	読み替えられる字句	(略)	定款若しくはこれに準ずる定め
取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	(略)	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者	読み替える字句	(略)	定款若しくはこれに準ずる定め

(略)		くは会計監査人
(略)		若しくは会計監査人若しくはこれらに類する職にある者

(名称の使用制限の適用除外)

第十六条の十一 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 (略)
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項の規定による指定
- 三十三 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、銀行の本店(主たる外国銀行支店(法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。))を含む。以下この条において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては

(略)		役
(略)		監査役若しくはこれらに類する職にある者

(名称の使用制限の適用除外)

第十六条の十一 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 (略)
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定
- 三十三 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、銀行の本店(主たる外国銀行支店(法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。))を含む。以下この条において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては

、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条第二項及び第三項、第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第二十条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（会社分割（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）、第三十条第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）並びに第四十七条の三の規定による認可及び承認

二〇八（略）

二〇五（略）

第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社（法第十二条第二項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。）又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十二第一項ただし書、第五十二条の二十八第三項ただし書（同条第四項後段において

、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条第二項及び第三項、第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第二十条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（会社分割（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）、第三十条第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）及び第四十七条の二の規定による認可及び承認

二〇八（略）

二〇五（略）

第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社（法第十二条第二項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。）又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十二第一項ただし書、第五十二条の二十八第三項ただし書（同条第四項後段において

て準用する場合を含む。）、第五十二条の三十五第二項（会社分割（法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）及び第五十二条の三十五第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）の規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認可及び承認

二〇四（略）

2〇6（略）

て準用する場合を含む。）、第五十二条の三十五第二項（会社分割（法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）及び第五十二条の三十五第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）の規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認可及び承認

二〇四（略）

2〇6（略）

三 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正案

現行

<p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第四条の六 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 法第百条の五第二項 十三〇十六（略）</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>（保険会社を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）</p> <p>第三十七条の七 法第二百七十一条の二十において準用する同法第二</p>	<p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第四条の六 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>（新設） 十二〇十五（略）</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>（保険会社を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）</p> <p>第三十七条の七 法第二百七十一条の二十において準用する同法第二</p>
--	---

百七十一条の十七の規定による保険会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下「保険会社を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十一条の三十 第十一項	取締役、執行役、会計 参与、監査役若しくは 会計監査人	取締役、執行役、会計 参与、監査役若しくは 会計監査人若しくはこ れらに類する職にある 者
		定款若しくはこれに準 ずる定め

（外国少額短期保険主要株主等に関する読替え）

第三十八条の十四 法第二百七十二条の四十一の規定による外国少額短期保険主要株主等（同条に規定する外国少額短期保険主要株主等をいう。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次

百七十一条の十七の規定による保険会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下「保険会社を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十一条の三十 第十一項	取締役、執行役、会計 参与若しくは監査役	取締役、執行役、会計 参与若しくは監査役若 しくはこれらに類する 職にある者
		定款若しくはこれに準 ずる定め

（外国少額短期保険主要株主等に関する読替え）

第三十八条の十四 法第二百七十二条の四十一の規定による外国少額短期保険主要株主等（同条に規定する外国少額短期保険主要株主等をいう。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次

の表のとおりとする。

(略)	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
(略)	第二百七十二条の四十第二項において準用する第二百七十一条の三十第一項	(略)	定款	(略)	定款若しくはこれに準ずる定め
(略)	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人	(略)	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人若しくはこれらに類する職にある者	(略)	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに類する職にある者

の表のとおりとする。

(略)	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
(略)	第二百七十二条の四十第二項において準用する第二百七十一条の三十第一項	(略)	定款	(略)	定款若しくはこれに準ずる定め
(略)	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	(略)	取締役、執行役、会計参与若しくはこれらに類する職にある者	(略)	取締役、執行役、会計参与若しくはこれらに類する職にある者

四 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）

改正案	現行
<p>（実務経験による短答式試験科目の免除）</p> <p>第一条の二 法第九条第二項第三号に規定する政令で定める者は、上場会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るもの並びに同法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者をいう。）</p> <p>、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第六号に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務のうち内閣府令で定めるものに従事した期間が通算して七年以上である者とし、法第九条第二項第三号に規定する政令で定める科目は、財務会計論とする。</p>	<p>（実務経験による短答式試験科目の免除）</p> <p>第一条の二 法第九条第二項第三号に規定する政令で定める者は、上場会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者をいう。）</p> <p>、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第六号に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務のうち内閣府令で定めるものに従事した期間が通算して七年以上である者とし、法第九条第二項第三号に規定する政令で定める科目は、財務会計論とする。</p>

五 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）

改正案	現行
<p>（罰金等に類する適用除外の徴収金）</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第八十五条</u>の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十<u>七項</u>までの決定（同法<u>第八十五条</u>の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。）により納付を命じた課徴金及び同法<u>第八十五条</u>の十四第二項の規定により徴収する延滞金</p> <p>八・九（略）</p>	<p>（罰金等に類する適用除外の徴収金）</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第八十五条</u>の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十<u>五項</u>までの決定（同法<u>第八十五条</u>の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。）により納付を命じた課徴金及び同法<u>第八十五条</u>の十四第二項の規定により徴収する延滞金</p> <p>八・九（略）</p>

六 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）

改正案	現行
<p>（預金等の受入れを行う協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付け等）</p> <p>第十五条 法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会が同条第六項の規定により行うことができる法第九条の八第二項第五号の資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げる資金の貸付け及び手形の割引で協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第三号の規定による金融庁長官の認可を受けたものとする。</p> <p>一〇三（略）</p>	<p>（預金等の受入れを行う協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付け等）</p> <p>第十五条 法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会が同条第六項の規定により行うことができる法第九条の八第二項第五号の資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げる資金の貸付け及び手形の割引で協同組合による金融事業に関する法律第三条第二号の規定による金融庁長官の認可を受けたものとする。</p> <p>一〇三（略）</p>

七 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）

改正案	現行
<p>（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）</p> <p>第八条 法第七十七条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第一項第四号に掲げる会社であつて、農林中央金庫の子会社（同法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）であるもの</p> <p>十 （略）</p>	<p>（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）</p> <p>第八条 法第七十七条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第一項第四号に掲げる会社であつて、農林中央金庫の子会社（同法第二十三条第三項に規定する子会社をいう。）であるもの</p> <p>十 （略）</p>

七 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）

改正案	現行
<p>（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）</p> <p>第九条 法第四十六条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第一項第四号に掲げる会社であつて、農林中央金庫の子会社（同法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）であるもの</p> <p>十 （略）</p>	<p>（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）</p> <p>第九条 法第四十六条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第一項第四号に掲げる会社であつて、農林中央金庫の子会社（同法第二十三条第三項に規定する子会社をいう。）であるもの</p> <p>十 （略）</p>

七 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第九十二号）

改正案	現行
<p>（農林中央金庫等に対する行政庁の権限の行使）</p> <p>第五条 金融庁長官及び農林水産大臣は、農林中央金庫若しくは農林中央金庫代理業者（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）又は農林中央金庫の子会社（同法第二十四條第四項に規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。）若しくは農林中央金庫から業務の委託を受けた者（農林中央金庫代理業者を除く。）に対する法の規定による行政庁の権限を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第三条第二項及び第三項の規定を準用する。</p>	<p>（農林中央金庫等に対する行政庁の権限の行使）</p> <p>第五条 金融庁長官及び農林水産大臣は、農林中央金庫若しくは農林中央金庫代理業者（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）又は農林中央金庫の子会社（同法第二十四條第三項に規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。）若しくは農林中央金庫から業務の委託を受けた者（農林中央金庫代理業者を除く。）に対する法の規定による行政庁の権限を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第三条第二項及び第三項の規定を準用する。</p>

八 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）

改正案

現行

<p>読み替える銀行法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>（銀行法を準用する場合の読替え） 第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（信用金庫法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（銀行法を準用する場合の読替え） 第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（信用金庫法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。</p>
<p>読み替える銀行法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>		

(略)	第二十七条	(略)
(略)	、会計参与、監査役	(略)
(略)	、監事	(略)

2 法第八十九条第三項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法（第五十二条の四十を除く。）の規定中「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

第五十二条の二の九 第一項	第五十二条の二の六 第二項	読み替える銀行法の規定
所属外国銀行（外国 銀行代理銀行（外国	同項に	読み替えられる字句
信用金庫法第五十 四条の二第一項に	前項に	読み替える字句

(略)	第二十七条	(略)
(略)	、会計参与若しくは 監査役	(略)
(略)	若しくは監事	(略)

2 法第八十九条第三項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法（第五十二条の四十を除く。）の規定中「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

第五十二条の二の九	(新設)	読み替える銀行法の規定
所属外国銀行（外国 銀行代理銀行（外国	(新設)	読み替えられる字句
信用金庫法第五十 四条の二に規定す	(新設)	読み替える字句

<p>第五十二条の四十四 第一項第二号</p>	<p>第五十二条の四十三</p>	
<p>第二条第十四項各号 に規定する</p>	<p>第二条第十四項各号 に掲げる行為（以下 この章において「銀 行代理行為」とい う。）</p>	<p>銀行支店に限る。） が営む外国銀行代理 業務に係る所属外国 銀行（当該外国銀行 支店に係る外国銀行 に限る。）を除く。 ）</p>
<p>信用金庫法第五十 四条の二第二項に 規定する外国銀行 代理業務に係る</p>	<p>信用金庫法第五十 四条の二第二項に 規定する外国銀行 代理業務に係る行 為（以下「外国銀 行代理行為」とい う。）</p>	<p>規定する所属外国 銀行</p>
<p>第五十二条の四十四 第一項第二号</p>	<p>第五十二条の四十三</p>	
<p>第二条第十四項各号 に規定する</p>	<p>第二条第十四項各号 に掲げる行為（以下 この章において「銀 行代理行為」とい う。）</p>	<p>銀行支店に限る。） が営む外国銀行代理 業務に係る所属外国 銀行（当該外国銀行 支店に係る外国銀行 に限る。）を除く。 ）</p>
<p>信用金庫法第五十 四条の二に規定す る外国銀行代理業 務に係る</p>	<p>信用金庫法第五十 四条の二に規定す る外国銀行代理業 務に係る行為（以 下「外国銀行代理 行為」という。）</p>	<p>る所属外国銀行</p>

<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>3 3 5 (略)</p> <p>(資料の提出等を求めることができる所屬外国銀行に係る特殊関係者)</p> <p>第十三条の二 法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 所屬外国銀行（法第五十四条の二第一項に規定する所屬外国銀行をいう。第四号において同じ。）の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下この条において「株式等」という。）を保有している者</p> <p>二 3 5 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>3 3 5 (略)</p> <p>(資料の提出等を求めることができる所屬外国銀行に係る特殊関係者)</p> <p>第十三条の二 法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 所屬外国銀行（法第五十四条の二に規定する所屬外国銀行をいう。第四号において同じ。）の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下この条において「株式等」という。）を保有している者</p> <p>二 3 5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの）</p> <p>第七条の三 法第十八条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るもの並びに同法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者</p> <p>九 （略）</p>	<p>（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの）</p> <p>第七条の三 法第十八条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者</p> <p>九 （略）</p>

十 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）

改正案	現行
<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所屬外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所屬外国銀行」と、「第十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解</p>	<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所屬外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所屬外国銀行」と、「第十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解</p>

決手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		(略)	読み替える銀行法の規定
		(略)	読み替えられる字句
		(略)	読み替える字句
特別事業再生会社	前条第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十二号の二及び第十三号	長期信用銀行法第十三条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十二号の二及び第十三号	
		同号に規定する内	

決手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		(略)	読み替える銀行法の規定
		(略)	読み替えられる字句
		(略)	読み替える字句
総株主等の議決権	前条第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十三号	長期信用銀行法第十三条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十三号	
総株主又は総社員			

第十六条の三第七項	(略)	第十六条の三第四項 第一号	(略)		
前条第一項第十二号	(略)	前条第七項	(略)	総株主等の議決権	
長期信用銀行法第十三条の二第一項 第十二号	(略)	長期信用銀行法第十三条の二第九項	(略)	総株主又は総社員の議決権（以下この条及び第五十二条の二十四において「総株主等の議決権」という。）	閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）
第十六条の三第七項	(略)	第十六条の三第四項 第一号	(略)		
特定子会社	(略)	前条第四項	(略)		
長期信用銀行法第十三条の二第一項 第十二号に規定す	(略)	長期信用銀行法第十三条の二第六項	(略)		の議決権（以下この条及び第五十二条の二十四において「総株主等の議決権」という。）

第五十二条の二十四 第四項第四号		(略)	第五十二条の二十四 第一項
子会社対象銀行等	第五十二条の二十三 第六項	(略)	第五十二条の二十三 第一項第一号から第 五号まで、第十号、 第十一号の二及び第 十二号
同項に規定する長 期信用銀行等	長期信用銀行法第 十六條の四第六項	(略)	長期信用銀行法第 十六條の四第一項 第一号から第五号 まで、第十号、第 十一号の二及び第 十二号
第五十二条の二十四 第四項第四号		(略)	第五十二条の二十四 第一項
子会社対象銀行等	前条第三項	(略)	前条第一項第一号か ら第五号まで、第十 号及び第十二号
同項に規定する長 期信用銀行等	長期信用銀行法第 十六條の四第三項	(略)	長期信用銀行法第 十六條の四第一項 第一号から第五号 まで、第十号及び 第十二号

第五十二條の二十四 第七項	第五十二條の二十三 第一項第十一号	長期信用銀行法第 十六條の四第一項 第十一号	(略)	第五十三條第一項第 二號	(略)	長期信用銀行法第 十六條の二第一項 第十一号から第十二 号の二まで	(略)	第五十三條第一項第 二號	(略)	長期信用銀行法第 十三條の二第一項 第十一号から第十 二號の二まで
第五十二條の二十四 第八項	第五十二條の二十三 第一項第十一号又は 第十一号の二	長期信用銀行法第 十六條の四第一項 第十一号又は第十 一号の二	(略)	第五十二條の二十四 第九項	第二條第十一項	長期信用銀行法第 十三條の二第三項	(略)	(新設)	(略)	長期信用銀行法第 十三條の二第三項
第五十二條の二十四 第七項	特定子会社	特定子会社（同号 に規定する特定子 会社をいう。次項 において同じ。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	長期信用銀行持株 会社の子会社のうち 長期信用銀行法 第十六條の四第一 項第十号に掲げる 会社で内閣府令で 定めるもの
第五十二條の二十四 第七項	特定子会社	特定子会社（同号 に規定する特定子 会社をいう。次項 において同じ。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	長期信用銀行持株 会社の子会社のうち 長期信用銀行法 第十六條の四第一 項第十号に掲げる 会社で内閣府令で 定めるもの

第五十七條の六第二	(略)	第五十三條第三項第 四号		(略)	第五十三條第一項第 三号		
第十六條の二第七項	(略)	子会社対象銀行等	第五十二條の二十三 第六項	(略)	第十六條の二第七項	同条第七項	
長期信用銀行法第	(略)	長期信用銀行等	長期信用銀行法第 十六條の四第六項	(略)	長期信用銀行法第 十三條の二第九項	同条第九項	

第五十七條の六第二	(略)	第五十三條第三項第 四号		(略)	第五十三條第一項第 三号		
第十六條の二第四項	(略)	子会社対象銀行等	第五十二條の二十三 第三項	(略)	第十六條の二第四項	同条第四項	
長期信用銀行法第	(略)	長期信用銀行等	長期信用銀行法第 十六條の四第三項	(略)	長期信用銀行法第 十三條の二第六項	同条第六項	

号		
	第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の三十五第一項から第三項まで	第十三条の二第九項 第五十二条の三十五第一項から第三項まで、長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項若しくは第三項ただし書又は同法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書

2
2
4
(略)

(長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)
第六条の三 (略)

2 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(次項において「長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社」という。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、

号		
	第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の三十五第一項から第三項まで	第十三条の二第六項 第五十二条の三十五第一項から第三項まで、長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項若しくは第三項ただし書又は同法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書

2
2
4
(略)

(長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)
第六条の三 (略)

2 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(次項において「長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社」という。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	第二十五条第八号	(略)
読み替えられる字句	(略)	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人若しくはこれらに類する職にある者
読み替える字句	(略)	取締役、執行役、会計参与、監査役	(略)

3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法第十七条において準用する銀行法の規定（同法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定を除く。）の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	第二十五条第八号	(略)
読み替えられる字句	(略)	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者
読み替える字句	(略)	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	(略)

3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法第十七条において準用する銀行法の規定（同法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定を除く。）の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

<p>第五十二條の三十四 第二項</p>			<p>(略)</p>	<p>規定</p>
<p>第五十二條の三十四 第二項又は第三項ただし書</p>	<p>第五十二條の十七第一項若しくは第三項ただし書</p>	<p>取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人</p>	<p>定款</p>	<p>(略)</p>
<p>長期信用銀行法第十六條の二の四第一項又は第三項ただし書</p>	<p>長期信用銀行法第十六條の二の四第一項若しくは第三項ただし書</p>	<p>取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人若しくはこれらに類する職にある者</p>	<p>定款若しくはこれに準ずる定め</p>	<p>(略)</p>
<p>第五十二條の三十四 第二項</p>			<p>(略)</p>	<p>規定</p>
<p>第五十二條の三十四 第二項</p>	<p>第五十二條の十七第一項</p>	<p>取締役、執行役、会計参与若しくは監査役</p>	<p>定款</p>	<p>(略)</p>
<p>長期信用銀行法第十六條の二の四第一項</p>	<p>長期信用銀行法第十六條の二の四第一項</p>	<p>取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者</p>	<p>定款若しくはこれに準ずる定め</p>	<p>(略)</p>

(略)	第五十三條第三項第四号	(略)	第五十二條の三十四 第四項第四号	(略)
(略)	子会社対象銀行等	(略)	第五十二條の十七第 一項又は第三項た だし書	(略)
(略)	長期信用銀行等	(略)	長期信用銀行法第 十六條の二の四第 一項又は第三項た だし書	(略)
(略)	第五十三條第三項第 四号	(略)	第五十三條第三項第 三号	(略)
(略)	第五十二條の二十三 第六項	(略)	第五十二條の二十三 第一項第十号から第 十一号の二まで	(略)
(略)	長期信用銀行法第 十六條の四第六項	(略)	長期信用銀行法第 十六條の四第一項 第十号から第十一 号の二まで	(略)
(略)	第五十三條第三項第 四号	(略)	第五十二條の三十四 第四項第四号	(略)
(略)	第五十二條の二十三 第三項	(略)	第五十二條の十七第 一項	(略)
(略)	長期信用銀行法第 十六條の四第三項	(略)	長期信用銀行法第 十六條の二の四第 一項	(略)
(略)	第五十三條第三項第 三号	(略)	第五十三條第三項第 三号	(略)
(略)	第五十二條の二十三 第一項第十号	(略)	第五十二條の二十三 第一項第十号	(略)
(略)	長期信用銀行法第 十六條の四第一項 第十号	(略)	長期信用銀行法第 十六條の四第一項 第十号	(略)

十一 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

改正案

現行

(銀行法を準用する場合の読替え)			<p>第五條 法第六條第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役、執行役」とあり、及び「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主總會」とあるのは「總會」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	<p>第五條 法第六條第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役、執行役」とあり、及び「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主總會」とあるのは「總會」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
(略)	(略)	(略)	

(財務局長等への権限の委任)

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第一項、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項ただし書、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可及び承認

二〇八 (略)

2・3 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項ただし書、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可及び承認

二〇八 (略)

2・3 (略)

十二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案	現行
<p>（委員会の権限の財務局長等への委任） 第三百三十六条（略） 2～4（略） 5 前項の委員会の権限については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、次項又は第七項の規定により法第二十六条第一項、第六十条第一項、第二百十九条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による申立て（第八項及び第九項において「禁止命令等の申立て」という。）の関係人又は参考人（以下この条において「関係人等」という。）に対して法第二十六条第七項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二十九条第三項又は第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第八十七条第一項の規定による処分（第八項及び第九項において「調査のための処分」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長も行うことができる。</p>	<p>（委員会の権限の財務局長等への委任） 第三百三十六条（略） 2～4（略） 5 前項の委員会の権限については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、次項又は第七項の規定により法第二十六条第一項、第六十条第一項、第二百十九条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による申立て（第八項及び第九項において「禁止命令等の申立て」という。）の関係人又は参考人（以下この条において「関係人等」という。）に対して法第二十六条第七項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二十九条第三項又は第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第八十七条の規定による処分（第八項及び第九項において「調査のための処分」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長も行うことができる。</p>

改正案	現行
<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第七条 法第五十八条第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項及び第六項において「同一人自身」という。）が農林中央金庫の子会社（法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。次条第一項第一号において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。）とする。</p> <p>一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者 イ〜ハ（略）</p> <p>二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第二十四条第四項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項前段に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）を有するもの</p> <p>ホ〜ト（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十四条第五項の規定は、第一項各号の場合においてこれら</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第七条 法第五十八条第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項及び第六項において「同一人自身」という。）が農林中央金庫の子会社（法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。次条第一項第一号において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。）とする。</p> <p>一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者 イ〜ハ（略）</p> <p>二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第二十四条第三項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同条第三項前段に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）を有するもの</p> <p>ホ〜ト（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十四条第四項の規定は、第一項各号の場合においてこれら</p>

の規定に規定する者が有する議決権及び前項の場合において会社又はその子会社が有する議決権について準用する。

4～10 (略)

(資料の提出等を求めることができる所属外国銀行に係る特殊関係者)

第十二条の三 法第五十九条の八において準用する銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 所属外国銀行(法第五十九条の四第一項に規定する所属外国銀行をいう。第四号において同じ。)の発行済株式の総数又は出資の総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分(以下この条において「株式等」という。)を保有している者

二～五 (略)

(外国銀行代理業務について銀行法を準用する場合の読替え)

第十二条の四 法第五十九条の八の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法(第五十二条の四十第一項を除く。)の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「特定預金等契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

の規定に規定する者が有する議決権及び前項の場合において会社又はその子会社が有する議決権について準用する。

4～10 (略)

(資料の提出等を求めることができる所属外国銀行に係る特殊関係者)

第十二条の三 法第五十九条の八において準用する銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 所属外国銀行(法第五十九条の四に規定する所属外国銀行をいう。第四号において同じ。)の発行済株式の総数又は出資の総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分(以下この条において「株式等」という。)を保有している者

二～五 (略)

(外国銀行代理業務について銀行法を準用する場合の読替え)

第十二条の四 法第五十九条の八の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法(第五十二条の四十第一項を除く。)の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「特定預金等契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

改正案

附則

（認可特定保険業者に関する読替え等）

第一条の三 改正法附則第四条第一項及び第二項において認可特定保険業者（改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この条、次条並びに附則第五条及び第五条の二において同じ。）について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句
第三百十五号第七号	(略)	少額短期保険業
読み替える字句	(略)	少額短期保険業又は特定保険業

2
7
(略)

現行

附則

（認可特定保険業者に関する読替え等）

第一条の三 改正法附則第四条第一項及び第二項において認可特定保険業者（改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この条、次条並びに附則第五条及び第五条の二において同じ。）について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句
第三百十五号第六号	(略)	少額短期保険業
読み替える字句	(略)	少額短期保険業又は特定保険業

2
7
(略)

十五 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）

改正案	現行
<p>（法第四条第五項に規定する政令で定めるもの）</p> <p>第十四条 法第四条第五項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七條の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二條第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るもの並びに同法第六十七條の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者</p> <p>六 （略）</p>	<p>（法第四条第五項に規定する政令で定めるもの）</p> <p>第十四条 法第四条第五項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七條の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第六十七條の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者</p> <p>六 （略）</p>

改 正 案

（資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）

第十三条 法第四十条第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～五 （略）

- 六 法人が中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十六条第二項の規定により解散を命ぜられ、若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の認可を取り消され、又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日（解散命令の場合にあつては、当該解散命令がなされた日。以下この号から第九号までにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

七～二十五 （略）

現 行

（資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）

第十三条 法第四十条第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～五 （略）

- 六 法人が中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十六条第二項の規定により解散を命ぜられ、若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により協同組合による金融事業に関する法律第三条の認可を取り消され、又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日（解散命令の場合にあつては、当該解散命令がなされた日。以下この号から第九号までにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

七～二十五 （略）

(資金清算業の免許が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者)

第二十一条 法第六十六条第二項第四号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〜五 (略)

六 法人が中小企業等協同組合法第六十二条第二項の規定により解散を命ぜられ、若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の認可を取り消され、又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消の日(解散命令の場合にあつては、当該解散命令がなされた日。以下この号から第九号までにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

七〜二十五 (略)

(資金清算業の免許が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者)

第二十一条 法第六十六条第二項第四号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〜五 (略)

六 法人が中小企業等協同組合法第六十二条第二項の規定により解散を命ぜられ、若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の認可を取り消され、又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消の日(解散命令の場合にあつては、当該解散命令がなされた日。以下この号から第九号までにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

七〜二十五 (略)

改正案	現行
<p>（企業開示課の所掌事務）</p> <p>第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五第一項の規定に基づく検査に関する事</p> <p>四〇十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（企業開示課の所掌事務）</p> <p>第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金融商品取引法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五の規定に基づく検査に関する事</p> <p>四〇十 （略）</p> <p>2 （略）</p>

